

下記の書類を送達しようとしたところ、受取人の住所又は転居先が不明のため送達できないので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 及び東京都板橋区特別区税条例(昭和 39 年板橋区条例第 47 号)第 6 条の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、東京都板橋区総務部納税課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に対して交付する。

令和8年 7月 2日

東京都板橋区長 坂 本 健

記

- 1 送達すべき書類            8 板総納差第499号
- 2 送達を受けるべき者    氏名 木村 勝之